

農地の所有権移転、貸借をしたときは・・・

「甲州市農地流動化奨励補助金」が受けられます。

【交付対象者の要件】

◇甲州市内に住所を有し、“農地法”又は“農地中間管理事業の推進に関する法律”により農業委員会の決定を受け、次の要件に該当する者。(家族間での所有権移転、貸借は対象外です。)

◆農地を貸す側・譲り渡す側

(1) 甲州市内に所有する農用地を「認定農業者」又は「担い手農業者」に賃貸借・使用貸借又は所有権の移転を行った者。(自らが認定農業者、担い手農業者は除く。)

◆農地を借りる側・譲り受ける側

(2) 上記(1)の者から農用地を借り受け、又は買い受けた「認定農業者」、「担い手農業者」

※「担い手農業者」とは、下記の基準をすべて満たす者のことを言います。

①農業経営面積が、申請農用地も含めて50アール(大和地域は30アール)を超えていること。

②意欲ある農業者で、農業従事日数が年間150日以上であること。

(3) 次の要件を満たす農地所有適格法人。

①農業経営面積が、申請農用地も含めて50アール(大和地域は30アール)を超えていること。

【対象農地の要件】

◇対象農用地は、1アール以上の農振農用地で引き続き農地として利用するものであること。

【奨励補助金の額】

※(10アール当たりの額)

貸借によるもの 貸付期間	貸付をする者	借りる者 (認定農業者、担い手農業者に限る)
5年以上～10年未満	2,500円	7,500円
10年以上	5,000円	10,000円

所有権移転によるもの	譲り渡す者	譲り受ける者 (認定農業者、担い手農業者に限る)
	6,500円	12,500円

※1,000円未満(補助額が1,000円に満たない場合は100円未満)切り捨て

【申請手続き等】

◇補助金の交付を希望する方は、別紙の申請書を本庁舎2階・農業委員会事務局にご提出ください。

◇提出期限は、該当する農用地の利用権の設定等の公告が行われた年度の3月31日です。

お忘れにならないよう速やかにご提出下さい。(1月、2月及び3月に公告が行われたものは、翌年度の3月31日までに提出することができます。)

◇貸借設定期間途中で契約を解約等した場合、奨励補助金を受けられた方は返還いただく場合があります。